

構造計算適合性判定申請のご案内

平成 27 年 6 月 1 日施行の改正建築基準法により、建築主が構造計算適合性判定を直接申請することになりました。従来とは、申請の方法が異なる点を中心に、手続きの方法をご案内いたします。

なお、本ご案内の対象となる申請は、平成 27 年 6 月 1 日以降に確認申請又は計画通知（以下「確認申請等」という）を行う案件となります。平成 27 年 5 月 31 日以前に、確認申請等を行った案件については、従来通り、構造計算適合性判定は建築主事又は確認検査機関（以下「建築主事等」という。）からの依頼となります。

1. 改正建築基準法による主な変更点（構造計算適合性判定関係）

(1) 確認申請等と構造計算適合性判定申請との関係

建築主が構造計算適合性判定を直接申請することになり、確認申請等とは別の独立した手続きが必要となります（法第 6 条の 3）。

従来と同様、確認申請等と構造計算適合性判定申請を同じ機関に申請することは禁止されていますので、当センターに確認申請する案件について、構造計算適合性判定申請をお引き受けすることはできません（法第 77 条の 35 の 4 第六号）。

(2) 構造計算適合性判定の申請時期等

構造計算適合性判定の申請時期は、建築主が自由に選択できることになりましたが、確認申請等及び構造計算適合性判定申請を円滑に進めるためには、従来の並行審査と同様に、確認申請等と構造計算適合性判定申請を並行して進めることが、手戻りが少なく、効率的です（平成 26 年改正建築基準法・同施行令等の解説、P45 参照）。

従って、構造計算適合性判定の申請時には、確認申請先の建築主事等を確認させていただきます。また、判定中には、当センターから当該建築主事等に直接、連絡させていただくことがありますので、ご了承ください。

(3) 構造計算適合性判定を要する建築物

構造計算適合性判定を要する建築物について、以下の改正がありました。

構造計算適合性判定が <u>必要</u> となった建築物	根拠となる法令等
既存不適格建築物の増築又は改築部分 (特定増改築構造計算基準)	令第 9 条の 2

構造計算適合性判定が <u>不要</u> となった建築物	根拠となる法令等
構造計算ルート 2 の建築物 (ルート 2 審査対応機関に確認申請する場合)	法第 6 条の 3 ただし書き
構造計算適合性判定を要する建築物の部分とエキスパンション ジョイント等で接する構造計算ルート 1 及びルート 2 の建築物	法第 20 条第 2 項 令第 36 条の 4

2. 当センターの業務区域及び対象建築物等

(1) 当センターの業務区域及び対象建築物

当センターは、現在、46 都道府県から委任を受けて判定業務を実施しています。対象建築物は都道府県により異なりますので、詳細は当センターのホームページをご確認ください。

なお、今後、業務区域及び対象建築物は、順次拡大していく予定です。

http://www.bcj.or.jp/c14_judgment/sphere/area.html

(2) ご申請先（東京本部・大阪事務所）

当センターでは、東京本部及び大阪事務所において判定業務を実施しています。東京本部及び大阪事務所で行う業務区域は、建設地（都道府県）により、それぞれ以下のとおりです。業務区域外の事務所での判定をご希望の場合は、個別にご相談ください。

（各都道府県からの委任の条件により、対応できない場合があります。）

(一財) 日本建築センター 構造判定部
〒101-8986 東京都千代田区神田錦町 1-9 TEL : 03-5283-0475 FAX : 03-5281-2826 e-mail : hantei@bcj.or.jp
<業務区域> 北海道、東北地方、関東地方、中部地方（三重県を除く）、九州・沖縄地方

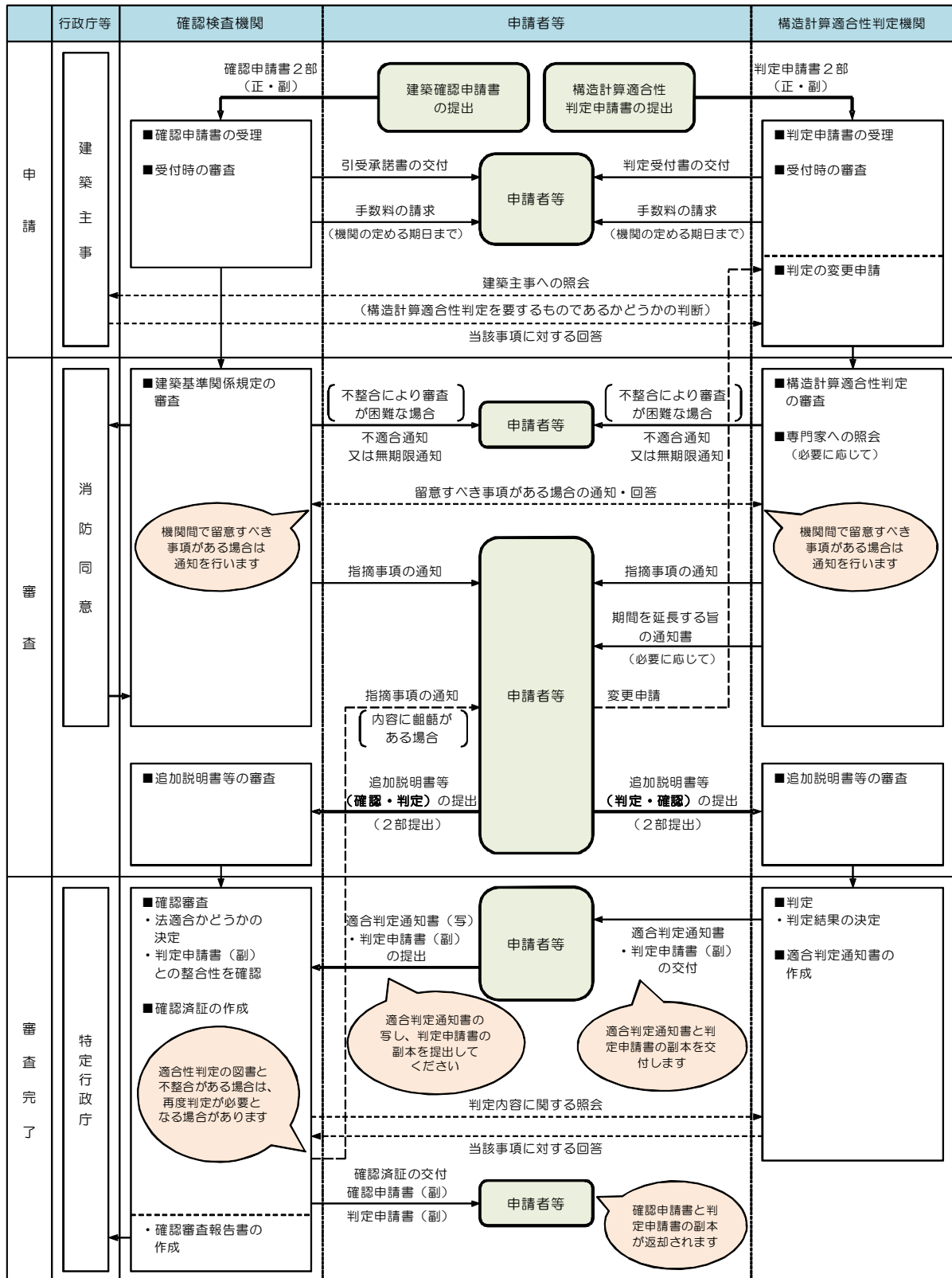
(一財) 日本建築センター 大阪事務所
〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町 1-7-15 明治安田生命堺筋本町ビル TEL : 06-6264-7732 FAX : 06-6264-7745 e-mail : osaka_2@bcj.or.jp
<業務区域> 近畿地方（福井県・三重県を含む）、中国・四国地方

3. 構造計算適合性判定の基準

確認審査等に関する指針（平成 19 年国交告第 835 号、以下「指針告示」という。）第 2 に定める「構造計算適合性判定に関する指針」に基づき、判定を実施します。

4. 標準的な業務の流れ

構造計算適合性判定申請及び確認申請（構造審査）の標準的なフローを以下に示します。



注) この表は、確認申請等及び構造計算適合性判定申請を並行して行う場合の標準的なフローの例です。申請時期が異なる場合は、この表の手続きとは異なる手続きとなる場合がありますので、ご注意ください。

5. 申請書及び申請図書等

(1) 構造計算適合性判定の申請から完了までに、以下の図書等をご提出ください。

別冊の「構造計算適合性判定申請書等の記載例」も、併せてご参照ください。

また、様式は、当センターのホームページからダウンロードできます。

http://www.bcj.or.jp/c14_judgment/download.html

提出時期	提出する図書等	様式等	部 数
判定申請時	<確認申請の場合> <input type="checkbox"/> 構造計算適合性判定申請書 <計画通知の場合> <input type="checkbox"/> 建築基準法第 18 条第 4 項の規定による計画通知書	記載例①参照	正・副 (各 1 部) ・副本は、 正本の 写しで可 ※印の図書 は、副本 不要
	<代理人を定める場合> <input type="checkbox"/> 委任状 ※	記載例②参照	
	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書 (第一面～第三面) ※ →施行規則別記第三号様式	確認申請等の 様式	
	<input type="checkbox"/> 構造計算適合性判定申請 連絡票 ※	記載例③参照	
	<input type="checkbox"/> 意匠図 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <input type="checkbox"/> 付近見取図、<input type="checkbox"/> 配置図、<input type="checkbox"/> 各階平面図、 <input type="checkbox"/> 床面積求積図、<input type="checkbox"/> 2 面以上の立面図・断面図、 <input type="checkbox"/> 地盤面算定表、<input type="checkbox"/> 仕上表 (外部・内部) </div>	・意匠図・構造図 は、内容確認で できれば、A3 版 でも可 ・設計者の記 名・押印が必要 ・構造計算書は、 構造棟ごとに 作成	
	<input type="checkbox"/> 構造図		
	<input type="checkbox"/> 構造計算書一式 (構造計算チェックリスト (一貫計算 の場合)、地盤調査報告書を含む)		
	該 当 事 項 が ある 場 合 <大臣認定を受けた構造方法等がある場合> <input type="checkbox"/> 大臣認定書写し (別添含む) (ICBA が提供する 大臣認定データベースに掲載があるものは不要)		
	<構造設計一級建築士の関与を要しない場合 (免震 建築物、既存不適格増築の場合を含む) > <input type="checkbox"/> 安全証明書の写し ※	・構造棟ごとに 作成	
	<既存不適格増築の場合> <input type="checkbox"/> 既存不適格調書	確認申請等の 様式	
<大臣認定プログラムによる場合> <input type="checkbox"/> 磁気ディスク			
判定中	<input type="checkbox"/> 補正図面、補正計算書 →計画の変更に係る内容を含めることはできません。	・設計者の記 名・押印が必要 ・別冊「構造計算 適合性判定申 請における申 請 図 書 の 追 加・補正につ いて」参照	正・副 (各 1 部) ・副本は、 正本の 写しで可
	<input type="checkbox"/> 追加説明書 (構造計算適合性判定申請) →BCJ 提出様式 →表紙、指摘事項回答書、追加検討書、 補正図面の説明資料		
	<input type="checkbox"/> 追加説明書 (確認申請) →建築主事等に提出した図書等と同じ図書等をご提出 ください。		

(2) 申請書及び申請図書等の提出について

- ・申請書及び申請図書等は、原則として、申請代理者様が当センター窓口にご提出ください。遠方からのご申請の場合は、郵送等による申請も可能です。
- ・申請予定日が決まりましたら、事前に申請の日時等についてご連絡ください。業務時間内でも遅い時間のご提出の場合は、必要な受付時審査のため、翌営業日の受付となる場合がありますので、ご了承ください。
- ・申請図書等の補正・追加は、原則として、申請代理者様が当センター窓口で対応（図書の補正、旧図書に×印等）していただくよう、お願いします。なお、郵送等による場合は、申請図書等の補正・追加の別が分かるようにして、送付してください。

6. 当センターからの発行書類等

- ・「判定受付後」及び「判定中」の発行書類は、申請代理者様宛に郵送させていただきます。
- ・「判定完了時」の適合判定通知書及び判定申請図書等（副本）は、窓口でのお引渡し为原则となりますので、申請代理者様が印鑑をご持参の上、ご来社ください。遠方からのご申請等により、郵送による受領をご希望される場合は、その旨をご連絡ください。申請代理者様宛てに信書便にて送付させていただきます。この際、適合判定通知書に同封する「受領書（申請代理者様が記名・押印の上）」をご返送ください。

発行時期	発行書類等	備考
判定受付後	構造計算適合性判定受付書	受付書又は申請書（第一面）に受付印を押印した写しを発行させていただきます。
判定中	申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める書面（任意通知）	書面に記載された提出期限までに回答がされない場合は（法定通知）を発行します。
	適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（法定通知）	本通知書を交付した場合、通知日から追加説明書の提出日までの日数は、判定期間に含みません。
	期間を延長する旨の通知書	判定期間は、受付日から14日となりますが、本通知書を交付した場合は、受付日から49日に延長されます。
判定完了時	適合判定通知書	適合判定通知書の写しを建築主事等にご提出ください。
	判定申請図書等（副本）	当センターの確認印を押印した判定申請図書等（副本）を発行しますので、建築主事等にご提出ください。 ※図書の差し替えをした場合、適合判定通知書は無効となりますので、ご注意ください。

7. 判定手数料

(1) 判定手数料は、建設地（都道府県）により異なります。詳細は、当センターのホームページに掲載されている構造計算適合性判定業務手数料規程（SR-33）をご確認ください。

[http://www.bcj.or.jp/c14_judgment/src/\(SR-33\)tesuuryou.pdf](http://www.bcj.or.jp/c14_judgment/src/(SR-33)tesuuryou.pdf)

判定の申請が複数棟の場合、それぞれの棟の判定手数料を合計した額となります。なお、二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分（地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む）も、それぞれ別の建築物とみなします。

(2) 請求書の発行・お支払い方法

請求書は、原則として正式受付後に発行いたします。請求書の宛名・送付先は、連絡票（記載例③参照）にてご指定ください（ご指定がない場合は、宛名は申請者様とし代理者様宛てに送付いたします）。請求書を受領されましたら支払期日まで（原則、請求日から7日）に所定の口座にお振り込みください。適合判定通知書のお引渡しは入金確認後となります。なお、現金でのお支払いをご希望の場合は、事前にご連絡ください。

(3) お見積書のご依頼

判定手数料のお見積書が必要な場合は、連絡票（記載例③参照）に必要事項をご記入の上、東京本部又は大阪事務所宛てにメール等にてご依頼ください。

8. 当センターから建築主事等への連絡

構造計算適合性判定申請を円滑に進めるため、指針告示等に基づき、以下の場合には、当センターから建築主事等に直接、連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

連絡時期	当センターからの連絡事項	連絡を要する場合
判定受付前	審査をする権限を有する建築主事への照会	構造計算適合性判定の要否の判断が困難な場合等
判定中	建築主事等に対する留意事項の通知	建築主事等が審査にあたって留意すべき事項があると認める場合
	建築主事等からの留意事項に対する回答	建築主事等から、判定にあたって留意すべき事項が通知された場合
判定完了後	建築主事等からの照会に対する回答	建築主事等から、判定結果に対する照会があった場合

9. 構造計算適合性判定の変更申請

(1) 変更申請の要否

計画変更確認申請を要する変更事項であるか、軽微な変更にあたる事項であるかは、従来どおり、建築主事等の判断事項となります。計画変更確認申請に伴い、計画変更構造計算適合性判定申請を要すると判断された場合の手続きは、以下のとおりです（軽微な変更にあたる場合は変更申請の必要はありません）。

(2) 申請書及び申請図書等

計画変更構造計算適合性判定の申請にあたり、以下の図書等をご提出ください。

提出時期	提出する図書等	様式等	部数
判定申請時	<確認申請（計画変更）の場合> <input type="checkbox"/> 計画変更構造計算適合性判定申請書 <計画通知（計画変更）の場合> <input type="checkbox"/> 建築基準法第18条第4項の規定による計画変更通知書	記載例④参照	正・副 (各1部)
	<代理人を定める場合> <input type="checkbox"/> 委任状 ※	記載例②参照	・副本は、 正本の
	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書（第一面～第三面）※ →施行規則別記第三号様式	確認申請等の 様式	写しで可 ※印の図書 は、副本 不要
	<input type="checkbox"/> 構造計算適合性判定 連絡票 ※	記載例③参照	
	<input type="checkbox"/> 計画変更に伴う図面及び構造計算書 →変更に係る部分	・設計者の記 名・押印が必要	

(3) その他の手続き

その他の手続きは、新規の申請と同様です。

10. 注意事項

- (1) 本案内は建築主様から委任を受けた申請代理者様が構造計算適合性判定の申請手続きを円滑に進められるよう作成していますが、確認申請を含め、手戻りなく申請手続きを進めるためには、確認申請代理者様、設計者様及び建築主事等とも、申請の内容及び図書の内容について、十分に調整していただけますよう、お願いします。
- (2) 指針告示第2第4項第六号の規定により、判定中における「計画の変更」は認められませんので、ご注意ください。
- (3) 適合判定通知書は、判定申請図書等（副本）を添えて、交付しますので、建築主事等にご提出ください。図書の差し替えをした場合、適合判定通知書は無効となりますので、ご注意ください。
- (4) 判定申請図書等（副本）と建築主事等に提出されている確認申請図書との記載内容が整合していない場合、適合判定通知書は無効と判断される場合がありますので、図書等（補正図書及び追加説明書を含む）の提出時には、双方の図書の内容が整合していることを、十分に確認してください。
- (5) 業務の詳細につきましては、構造計算適合性判定業務規程（SR-31）及び構造計算適合性判定業務約款（SR-32）をご確認ください。お持ちでない場合は、当センターのホームページからダウンロードしていただくか、東京本部又は大阪事務所にご請求ください。

http://www.bcj.or.jp/c14_judgment/download.html

【構造計算適合性判定の申請先・お問い合わせ先】

(一財) 日本建築センター 構造判定部
〒101-8986 東京都千代田区神田錦町 1-9 TEL : 03-5283-0475 FAX : 03-5281-2826 e-mail : hantei@bcj.or.jp
<業務区域> 北海道、東北地方、関東地方、中部地方（三重県を除く）、九州・沖縄地方

(一財) 日本建築センター 大阪事務所
〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町 1-7-15 明治安田生命堺筋本町ビル TEL : 06-6264-7732 FAX : 06-6264-7745 e-mail : osaka_2@bcj.or.jp
<業務区域> 近畿地方（福井県・三重県を含む）、中国・四国地方